

企業取引研究会 報告書（案）

令和 6 年 12 月
企業取引研究会

目次

はじめに	1
第1 デフレ型の商慣習からの脱却の必要性	3
1 問題の所在	3
2 優越的地位の濫用規制及び下請法の概要	6
(1) 優越的地位の濫用規制の概要	6
(2) 下請法の制定趣旨	6
(3) 下請法の概要	7
第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて	8
1 下請法の見直し（下請法の改正についての事項）	8
(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	8
(2) 下請代金等の支払条件に関する論点	10
(3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点	12
(4) 執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点	14
(5) 下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）	16
(6) 「下請」という用語に関する論点	19
(7) その他の課題について	20
2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し	21
(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	21
(2) 下請代金等の支払条件に関する論点	22
(3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点	23
(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	25
(5) 型等の無償保管の問題に関する論点	26
(6) 将来的な課題について	27
おわりに	29
別紙1 企業取引研究会 委員名簿	31
別紙2 企業取引研究会 検討経緯	32
別紙3 ヒアリング対象団体（28団体）	33

はじめに

ここ数年の物価上昇を受け、政府は「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）を策定し、価格交渉促進月間の継続的な推進や取引実態把握、課題のみられる事業者名の公表、さらには、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会。以下「労務費転嫁指針」という。）の策定やフォローアップなど、価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできた。

こうした取組を背景として令和6年の春季労使交渉では、賃上げ率は33年ぶりの5%台となった。また、公正取引委員会や中小企業庁の調査においても原材料価格やエネルギーコストのみならず、労務費についても、徐々にではあるが転嫁が進みつつある。我が国経済は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」に移行する重要な局面にある。

他方で、サプライチェーンの取引段階を遡り、二次、三次と階層が深くなるにつれて価格転嫁が滞っていることも明らかとなってきた¹。また、中小企業・小規模事業者をみると労働分配率が高水準²となっており、賃上げの動きを持続させるためには賃上げ原資を確保すべく、価格転嫁の環境整備を続けなければならない。こうした環境整備は、発注者にとって欠かせないビジネスパートナーである受注者の経営基盤の強化、サプライチェーン全体の持続可能性にとっても重要である。

「価格転嫁の環境整備」は、取引上の立場を背景に、様々な負担を受注者に求める商慣習の是正の問題でもある。事業者の経営努力の及ばぬ領域で不可避に生じるコストが立場の弱い事業者に押し付けられることなく取引先に適切に転嫁され、付加価値を生み出した事業者がそれに見合った対価を得られる適正な取引環境の整備が求められている。

こうした適正な取引環境の整備は、価格転嫁の問題のほかにも、荷主と運送事業者との間における契約にない荷役や荷待ちの問題、約束手形を用いることにより受注者に資金繰りの負担を求める商慣習の問題など、解決すべき課題は多い。一方で、取引適正化に重要な役割を果たす下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の主要な改正が行われてから約20年が経過しており、現在の経済実態への対応や、今後想定される「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」における適正な企業間取引の在り方を見据え、適正な取引が透明性の高い形で実現される環境整備について、検討する必要がある。

このような問題意識の下で、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に、各分野の専門家等が検討することを目的として、公正取引委員会事務局と中小企業庁を共同事務局とする本研究会を開催することとした。

¹ 資料1 参照

² 資料2 参照

本研究会においては、令和6年7月以降、価格転嫁の状況、主要な関係業界団体からのヒアリングを通じて把握した取引の実態や要望等も踏まえつつ、経済環境の変化に即応した優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討を行ってきた。今般、その検討結果を報告書として取りまとめた。

第1 デフレ型の商慣習からの脱却の必要性

1 問題の所在

(1) 我が国の経済について、各種の統計を参照すると、1990年代以降、諸外国における物価や賃金は上昇してきた一方で、我が国においてはそれらがほぼ横ばいで推移³している。さらに、この物価と賃金の「据置き」は、平均値として観察されるだけでなく、個々の商品の価格や賃金が据え置かれていることに特徴がある。これほど長い期間にわたって社会全体で個別の価格が据え置かれた経済は他国にも、また、それ以前の我が国にも例がない⁴。

(2) こうした「価格据置き型経済」の下では、経営資源の調達コストが上昇する中で商品やサービスの価格への転嫁が困難である。さらに、価格転嫁力指標の推移をみると大企業と中小企業・小規模事業者とで差異⁵が見られるものの、実質労働生産性については大企業と中小企業・小規模事業者とで遜色がない⁶。ここには、取引条件の決定において、イノベーションの果実が取引上の立場の強い大企業側に吸収されている構造の存在が推察される。こうした中で、中小企業・小規模事業者の労働分配率は7〜8割とほぼ天井に張り付いており、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げる原資を確保していくためには、適切な価格転嫁ができる環境整備が、「賃上げと成長の好循環」を達成していく上で重要な課題となっている。

さらに、「価格据置き型経済」の問題は、個別の取引の適正化の問題にとどまらない。30年もの長い間、経済のシステムといえるまでに組み込まれた価格や賃金が据え置かれる構造は、企業や労働者の行動を萎縮させ、我が国経済における新しい差別化された革新的商品や新しいサービスを生むイノベーションや技術革新の力を削ぐ一因となってきたのではないだろうか。さらに、イノベーションが起きないことが経済の伸び悩みの一因となり、十分な投資や賃金の支払いを行うことができず、そのことが更にイノベーションを低迷させるという「悪循環」を生じさせているのではないか。

これが、デフレがもたらした我が国の経済の姿であったのではないだろうか。

(3) こうした「価格据置き型経済」を生んだ要素の一つとして、企業間の商慣習の問題が指摘できる。特に、新興国を始めとする国際分業が進化する中、国内サプライヤーのコストカット競争が激化し、1990年代半ば以降大企業と中小企業との間の取

³ 資料3、資料4参照

⁴ この点については、「令和5年度 年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）一動き始めた物価と賃金」（内閣府、令和5年）においても、「長期間続いたデフレと低成長の下で、企業はコスト上昇局面においても販売価格を引き上げることができず、そうした企業の価格設定行動が物価上昇を長らく低く抑えることにつながってきた可能性がある」と指摘されている。

⁵ 資料5参照

⁶ 資料6参照

引において価格転嫁が進まない商慣習が定着し、価格を始め取引条件を交渉で決めることが前提とされる市場メカニズムが有効に機能しなくなっている可能性がある。こうした商慣習を見直す必要があり、それによって、個別企業の経営健全化に資するだけでなく、マクロ経済でみても、市場メカニズムの機能回復を通じて経済のダイナミズム向上に資することが期待できる。

- (4) また近年、原材料価格やエネルギー価格が上昇し、さらに、物価高を背景に賃上げが社会的な課題となる中で、政府においては、令和3年以降、一丸となって価格転嫁対策に取り組んできた。具体的には「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、公正取引委員会においては協議を経ない取引価格の据置き等についての独占禁止法及び下請法における考え方の明確化を行った(独占禁止法Q&A⁷)の更新及び「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」⁸(以下「下請法運用基準」という。)の改正)。さらに、価格交渉促進月間の強力な推進や実態把握、課題のみられる事業者名の公表、令和5年11月の労務費転嫁指針の策定やフォローアップなど、政府全体で価格転嫁が行われる取引環境の整備に取り組んできた。

このような取組が進められる中、価格転嫁の動きについても変化がみられる。公正取引委員会の行った令和5年度特別調査(以下「令和5年度調査」という。)⁹では、前記独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書が送付されたところ、書面調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合について、令和4年度緊急調査(以下「令和4年度調査」という。)¹⁰では21.2%(注意喚起文書送付対象者数4,030名/回答者数18,998名)であったのに対し、令和5年度調査では17.1%(注意喚起文書送付対象者数8,175名/回答者数47,725名)と4.1ポイント減少した。

続く令和6年度特別調査(以下「令和6年度調査」という。)¹¹においては、回答

⁷ 公正取引委員会ウェブサイト掲載の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」Q20(令和4年2月16日改正)

⁸ 平成15年12月11日公正取引委員会事務総長通達第18号

⁹ 「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」(公正取引委員会、令和5年12月27日公表)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

¹⁰ 「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」(公正取引委員会、令和4年12月27日公表)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/dec/221227_kinkyuchosakekka.html

¹¹ 「「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について」(公正取引委員会、令和6年12月16日公表)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html

者に占める注意喚起文書の送付件数の割合が、通常調査では 1.4 ポイント、昨年注意喚起を受けた事業者に対するフォローアップ調査でも 2.7 ポイント減少¹²するなど、緩やかではあるものの価格転嫁円滑化の取組が引き続き進んできている。また、コスト別の転嫁率¹³についても、労務費、原材料価格、エネルギーコストともに上昇しており、特に労務費の転嫁率の上昇率が高い結果¹⁴となっている。また、サプライチェーンの各段階における転嫁の状況について、令和 5 年度調査においては、一次から二次、三次とサプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁が滞っており、かつ、コストに占める労務費の割合が高いサービス業においては特に価格転嫁が円滑に進んでいない傾向がみられたが、令和 6 年度調査では、各サプライチェーンの取引段階において価格転嫁が認められた割合が上昇し、昨年度課題がみられた労務費割合の高いサービス業においても改善の傾向がみられる。

令和 6 年度調査においては、令和 5 年 11 月に公表した労務費転嫁指針の実施状況のフォローアップも行った。この調査は労務費転嫁指針の公表後、半年後という比較的期間を置かずに行われたものではあるが、その認知度は全体として約 50%にとどまっており、労務費転嫁指針の周知に課題がみられる。他方、受注者の立場にある者にあつては、労務費転嫁指針を知っている者のほうが、知らない者と比べて価格転嫁をより行えていることが確認できる。

他方、中小企業庁の実施する価格交渉促進月間（2024 年 9 月）フォローアップ調査結果においては、価格転嫁率が今年 3 月より約 3 ポイント増加（前回 46.1%から 49.7%）するなど価格転嫁の状況は改善してはいるが、全く転嫁できない企業もなお存在（20.1%）するなど、転嫁状況の二極化がみられる。

以上のように足元では価格転嫁の動き、特に受注者側からも交渉しやすい環境が形成されつつあるとの声も聞かれるが、なお課題も残っている。また、最終的に負担を受け止める消費者としても適切な説明がなされ、価格について納得感が得られれば、価格の上昇も受け入れるとの指摘もある。

- (5) 近年においては物価上昇や賃上げの動きもみられるようになってきているところではあるが、適正な取引環境を整備していくためには、このモメンタムを一過性のものとはせず、維持していく必要がある。

下請法は、前回主要な改正が行われてから約 20 年が経過しており、「物価や賃金

¹² 令和 4 年度調査と令和 5 年度調査の比較においては、令和 4 年度の発注者向け調査と令和 5 年度の 3 種類の書面調査（第 1 回調査（通常調査）、第 2 回調査及びフォローアップ調査）の合計で比較し、令和 5 年度調査と令和 6 年度調査の比較においては、通常調査とフォローアップ調査それぞれで比較している。

¹³ 受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すもの。

¹⁴ 脚注 13 のとおり、「転嫁率」は「受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すもの」であるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額である可能性があることに留意する必要がある。

が構造的に上がっていく経済社会」に向けた取引環境の整備という観点からも、十分な内容となっているか検討が必要である。

そこで、本研究会においては、下請法を中心に、優越的地位の濫用規制の在り方について、現状の課題とその対応案について検討したものである。

2 優越的地位の濫用規制及び下請法の概要

(1) 優越的地位の濫用規制の概要（資料 7 参照）

優越的地位の濫用とは、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることである。

事業者がどのような条件で取引するかについては、基本的に、取引当事者間の自主的な判断に委ねられるものである。取引当事者間における自由な交渉の結果、いずれか一方の当事者の取引条件が相手方に比べて又は従前に比べて不利となることは、あらゆる取引において当然に起こり得る。

しかし、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、当該取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあるものである。このような行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから、不公正な取引方法の一つである優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断されることとなる。

(2) 下請法の制定趣旨

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当し、同法第 19 条の規定に違反するおそれがある行為であるが、同法により規制する場合は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要がある。この認定には、相当の期間を要し、問題解決の時機を逸するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として下請事業者の利益にならないことも考えられる。また、下請取引の性格上、下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に申告することは、余り期待できない。

したがって、下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理

手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、下請法が、昭和 31 年に独占禁止法の補完法として制定された。

すなわち、下請法は、適用対象を明確にし、違反行為の類型を具体的に法定するとともに、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図ろうとするものである。また、下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るという目的から中小企業関係法としての性格も併せ有しており、中小企業政策の重要な柱となっている。

(3) 下請法の概要（資料 8 参照）

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金（又は出資金の総額）の区分と②取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両面から定めている。規制対象となる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することを狙いとしている。

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者に対して以下の 4 つの義務と 11 の禁止事項が定められている。

【義務】

- 書面の交付義務（第 3 条）
- 書面の作成・保存義務（第 5 条）
- 下請代金の支払期日を定める義務（第 2 条の 2）
- 遅延利息の支払義務（第 4 条の 2）

【禁止事項】

- 受領拒否の禁止（第 4 条第 1 項第 1 号）
- 下請代金の支払遅延の禁止（第 4 条第 1 項第 2 号）
- 下請代金の減額の禁止（第 4 条第 1 項第 3 号）
- 返品 of 禁止（第 4 条第 1 項第 4 号）
- 買ったたきの禁止（第 4 条第 1 項第 5 号）
- 購入・利用強制の禁止（第 4 条第 1 項第 6 号）
- 報復措置の禁止（第 4 条第 1 項第 7 号）
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第 4 条第 2 項第 1 号）
- 割引困難な手形の交付の禁止（第 4 条第 2 項第 2 号）
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第 4 条第 2 項第 3 号）
- 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第 4 条第 2 項第 4 号）

第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて

1 下請法の見直し（下請法の改正についての事項）

(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）

ア 課題

本研究会事務局が実施したアンケート調査¹⁵において、直近 5 年間で取引先と「価格交渉を実施したことがある」と回答した企業は全体の約 85%であったが、「価格交渉を実施したことがある」と回答した企業においても約 30%が「実質的な協議が行われないことがある」「場合によっては交渉が行われないことがある」と回答している。

「実質的な協議が行われていない」と感じる理由として、「話を聞く姿勢が見られない」「値決めの基準が示されない」「長時間待たされる、必要以上に細かな説明を求められる」「合理的な理由なく、一律に原価低減を要請された」といった声が寄せられている。

下請法における「買いたたき」規制の趣旨は、親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その強い立場から、「通常支払われる対価」に比べて「著しく低い額」を下請事業者に押し付けることが、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するためである。

このとおり「買いたたき」は「通常支払われる対価に比し著しく低い」ことが対価要件であり、この「通常支払われる対価」は「市価」とされているが、下請取引は個別性の高い委託取引が多く、「通常支払われる対価＝市価」の把握が困難であるという問題点がある。そのため、これまで運用上の工夫として、市価の把握が困難な場合には「従前の対価」を「市価」として取り扱い、下請代金が「著しく低い」水準まで引き下げられるような取引に対しては勧告等が行われてきた。

しかし、近年のような労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇局面や、生産量が減少するなどの場合における価格の据置き等の行為は、価格が「従前の対価」から引き下げられるわけではないため、現在の「買いたたき」規制の要件には合致しにくいものの、「下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫」されているとの指摘がある。

この要因の一つとして、親事業者が、価格の引上げに係る協議に応じなかったり、協議のために前提となる説明や資料提供を行わなかったりするなど、実効性のある協議が行われていないという課題が指摘されている。

これらの点を踏まえ、より適切な価格転嫁に関する環境整備の観点から、現行の下請法の買いたたき規制のほかに、下請代金の額の決定に関し規制する行為類型があり得るかについて検討を行った。

¹⁵ 資料9 参照

イ 本研究会における主要な意見

＜取引の実態等に係る意見＞

- ・ 小規模事業者の現状として、原材料価格や人件費の高騰にもかかわらず、納入価格への反映を拒否されることが多いところ、転注・失注を恐れて受け入れざるを得ず、さらには、価格交渉をそもそも行っていない企業もある。
- ・ 生産数量が減少したにもかかわらず、単価の見直しがなされないケースは現実に存在しており、親事業者の更に上流の事業者が生産量を減らしたことのしわ寄せを、最下流の事業者が受けていると考える。
- ・ 価格設定に関する問題としては、長期にわたり少しずつ価格を下げられるケースにも対応する必要がある。

＜現行下請法の買いたたき規制に加えて新しい行為類型の規制を検討すべきとの意見＞

- ・ 価格に着目したアプローチでは問題解決が難しいため、プロセスに着目した規律と有効な交渉が必要である。現行の下請法がこれらに及んでいないのであれば、新たな行為類型の創設も含めて検討すべきと考える。
- ・ 商慣習の合理性や誠実な交渉が担保されてこなかったことが、経済停滞の原因の一つになっている可能性がある。
- ・ 価格交渉は試作開発した現物を見て、取引先の技術力の高さを感じる絶好の機会である。互いの関係の質を高める交渉は、新たな商品やサービスを生み出すなど、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）の双方にメリットがあるものであり、一方的ではなく、実質的な協議を促すような交渉のプロセス面に着目した法改正を強く要望する。
- ・ 取引には、①多くの市場参加者の需給で価格が決まるような取引と、②取引関係者がある程度、固定しており、それらの間で継続的に行われる取引がある。①の取引で適用される価格は「市価」であり、これは観察が容易である。これに対して、②の取引で適用される価格は一般に観察が難しい。しかし②の取引においても、取引当事者がフェアと考える適正価格（フェアプライス）が存在し、健全な経済ではこの価格をもって取引が行われるはずである。

下請法の対象となる取引は②のケースが多く、下請法に「フェアプライス」を基準とする買いたたき規制を導入することも概念的には考えられるものの、「フェアプライス」は外から観察しづらいため、「フェアプライス」が実現されるよう、実質的な交渉が確保されるような規律を検討してはどうか。また、「フェアプライス」を正確に観察することは難しいとしても、そこから大きく逸脱した、アンフェアな状況が起きているか否かの判断は外部からでも可能

である。何がアンフェアな価格や取引なのかをガイドライン等で明示、周知することで、少しでも「フェアプライス」に近づけるといったことは可能ではないか。

＜新しい行為類型の創設に慎重な意見＞

- ・ 取引価格の決定には市場競争や業種ごとの価格決定の仕組み、取引関係の継続性、イノベーションの機会など、様々な要因が関連する。多数の下請事業者と様々な取引のある親事業者にとって、多様な下請事業者と交渉を求めることは取引費用を大きく増加させ、取引の打切りや内製化につながるおそれもある。買いたたきの規制の見直しについては慎重な検討を要する。

ウ 解決の方向性

取引上の地位が優越している事業者が、その地位を利用して、取引の相手方の不利益となるように取引の条件を設定することは、優越的地位の濫用の典型的行為類型であり（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（公正取引委員会、平成 22 年 11 月 30 日公表。以下「優越ガイドライン」という。）第 4 の 3(5) 参照）、例えばコストが上昇している局面において価格への反映について協議を求めても交渉に応じることなく一方的に価格を据え置く行為等は当該類型に含まれ、下請取引の公正化及び下請事業者の利益を損なう蓋然性の高い行為といえる。

下請法が対象とする取引は個別性が高く「市価」が観察しづらいという特徴があるものの、適正価格（フェアプライス）は観念でき、こうした価格が実現されるためには実効的な価格交渉が行われることが必要である。

そのため、現在の下請法第 4 条第 1 項第 5 号の買いたたきとは別途、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、例えば、給付に関する費用の変動等が生じた場合において、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要がある。

(2) 下請代金等の支払条件に関する論点

ア 課題

下請代金の支払が遅延すると、下請事業者は資金繰りに支障を来し、従業員への賃金や製造する物品に使用する材料代などの支払が困難になりかねない。期日までに支払が行われない支払遅延があっても、下請事業者は親事業者との取引上の力関係から督促することが困難であり、裁判に訴えることも容易ではないなど、支払遅延に対して民事上有効な対策を採ることが現実には難しい。

このため、下請事業者の利益を保護する趣旨から、「下請代金の支払遅延の禁止」

（第4条第1項第2号）の規定と、受領日から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において支払期日を定める義務（第2条の2）の規定が置かれている。

この支払期日に係る規定が導入された昭和37年当時から、下請代金の支払は現金払が原則とされていたが、金融情勢のひっ迫を背景に、親事業者において現実に支払を要する期日を繰り延べる効果を持つ手形が広く用いられていた（昭和39年時点で約6割）実態を踏まえて、現在まで、手形の交付を現金での支払と同様に取り扱ってきた。

支払が手形によって行われる場合、下請事業者にとっては手形サイトに相当する期間は現金を受領できず、資金繰りの負担が生じる。資金繰りのために手形を割り引く際には、割引料が必要となり、通常はこの割引料は下請事業者が負担しており、この資金繰りや割引料の負担は事業者が手形の受取をやめたい主要な理由ともなっている¹⁶。

さらに、紙の有価証券である手形には、現物の保管、管理及び取立てに伴うコストや紛失によるリスク等¹⁷も存在する。

このように、手形は資金繰りの負担を下請事業者に求める手段として用いられてきた実態がある。

しかし、1990年代に入り、それまで資金不足であった法人部門（民間非金融法人企業）が資金余剰に転じるなどを背景として、手形の発行残高は平成2年（1990年）の107兆円をピークに令和4年（2022年）には23兆円に減少するなど大きく減少傾向¹⁸にある。また、下請法の対象取引においても支払手段の現金化が大きく進み、約9割の取引の支払が現金化¹⁹されてきているといった商慣習の変化が生じている。

政府としても成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）²⁰において、令和8年の約束手形の利用の廃止を目標として掲げ、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めるなどの取組を促進する方針を示している。かかる状況を踏まえ、主要銀行は、令和8年中に手形の発行を終了し、同年度内に手形による決済サービスを終了させる方針を決めている。

これらの状況を踏まえ、下請法における手形の取扱いをどのように考えるか検討を行った。

また、下請法において、電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）は、

¹⁶ 資料10参照。本研究会事務局が実施したアンケート調査において回答した事業者の90%超が手形の受取を「やめたい」又は「やめたいが、やめられない」としている。

¹⁷ 資料11参照

¹⁸ 資料12参照

¹⁹ 資料13参照

²⁰ 資料14参照

手形と同じく現金での支払と同様の扱いとしており、保管等のコストや紛失によるリスクはないものの、手形と同様に下請代金の全額を現金で受領するまでの期間が給付の受領日（納品日や役務提供日）から起算して 60 日を超えることが多いところ、これらの支払手段の取扱いについてもどう考えるかについて検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

- ・ 手形等の利用に合理性及び必要性が認められないのであれば、下請法の趣旨に立ち返り、廃止する方向で検討すべきである。
- ・ 時代の変化や DX 化に伴い、約束手形は廃止することが合理的である。
- ・ 慣習や経理事務の変更への抵抗感から、紙の約束手形での支払が維持されているようであり、法律で、紙の約束手形による支払を認めないと明確にし、強いメッセージを発信することが必要である。
- ・ 約束手形廃止による資金繰りへの影響に対応するため、事業者への資金繰り支援が必要である。
- ・ 支払までの期間を短縮すること及び支払期日に下請代金を現金で満額受領できることの 2 点が重要。電子記録債権やファクタリングについては、支払期日に現金で満額受領できるようにすべきである。

ウ 解決の方向性

前記アに記載した経済環境や商慣習の変化等を踏まえれば、下請代金の支払期日を定める義務や支払遅延を禁止している下請法の趣旨に立ち返り、支払遅延に関する親事業者の遵守事項として、親事業者が下請代金を支払うに当たり

- ① 紙の有価証券である手形については、下請法の代金の支払手段として使用することを認めない
- ② その他金銭以外の支払手段（電子債権、ファクタリング等）については、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない

ことが必要である。

(3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点

ア 課題

前回の下請法の主要な改正²¹⁾では下請法の対象取引として役務提供委託を追加し、運送サービスについても元請運送事業者と下請運送事業者の取引を下請法の

²¹⁾ 平成 15 年 6 月改正（平成 16 年 4 月施行）

対象とした。他方で、着荷主と発荷主の間には通常、明示的な有償の運送契約等が結ばれないことから、発荷主から運送事業者への運送業務の委託は自家使用役務の委託取引と整理し、下請法の適用対象とはしなかった。ただし、上流の取引が公正化されない限り取引の全体的な公正化は困難との問題意識の下、独占禁止法に基づく「物流特殊指定」²²を制定し、約 20 年間運用されてきた。

しかし、この間の遵守状況をみると、独占禁止法上の問題につながるおそれのある行為（買ったたき、代金の減額、支払遅延など）がみられた荷主は、物流特殊指定の施行直後にはごく少数（1～20 名程度）であったが、近年は 600 名前後で高止まりしている。また、運送事業者からも以下のような声が寄せられている。

- 発荷主に対して、人件費を含む諸物価高騰のため、運賃値上げの交渉をしたが、拒否されたため、下請からの運賃値上げの要請にも応じられていない。
- 発荷主に対して、荷待ち時間の待機料金を請求しようと交渉したところ、「1 時間ぐらいで言わないで、2 時間くらい待つのは普通でしょ。」と言われ、契約を切られる可能性があったため、それ以上の交渉はできなかった。
- 契約上は軒先渡し条件にもかかわらず、着荷主のセンターで店舗別に仕分ける作業をさせられ、費用を負担してもらえない。

こうした状況を踏まえ、発荷主・運送事業者間における諸課題（買ったたき、契約にない荷役、長時間の荷待ち）に関する下請法における取扱いについて、見直すべき点はあるか検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

＜物流分野における取引の実態に係る意見＞

- ・ 物流における取引関係は非常に複雑であり、明示的には発荷主と運送事業者が運送委託契約を結ぶが、実際には運送時期や荷姿などの条件を提示しているのは着荷主であり、その条件に基づき運送事業者が運んだり、作業させざるを得なかったりする構造がある。
- ・ 「車上渡し」という契約であれば、着荷主側が荷物を下ろす作業をすべきであるが、実際には運送事業者のドライバーが着荷主に指示されて荷下ろし作業をしている。さらには倉庫の棚に荷物を入れる作業や仕分けする作業といった附帯作業についても実際にはドライバーが行う場合がある。

＜物流分野において下請法の適用対象取引を拡大すべきとの意見＞

- ・ 着荷主と発荷主との間に部品等の製造や購入の発注だけでなく、その部品等を「運ぶ」契約も含まれており、発荷主はその債務の履行のために運送事業者

²² 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（平成 16 年公正取引委員会告示第 1 号）

に物の運送を委託する、という構造に着目すれば、下請法の対象とされている取引と類似の構造があるといえるのではないかと。

- ・ 現在、荷主と元請運送事業者との取引は物流特殊指定の対象、元請運送事業者と下請運送事業者との取引は下請法の対象とされているが、事業者にとって分かりにくく、統一的に下請法として対象とすることが望ましい。
- ・ 法改正を行っていただきたいが、実情を踏まえた上での法改正が求められる。

<下請法の適用対象の拡大に慎重な意見>

- ・ 荷主からの運送委託を下請法の適用対象を広げる際には、規制の範囲が広くなりすぎないように配慮する必要がある。着荷主と発荷主の取引においては、物の運送が前提となることが多いものの、例えば「どこから」運ぶかは発荷主が決めしており、完全な役務の再委託とはいえ、下請構造に該当するかどうかを慎重に判断する必要がある。
- ・ 下請法では、役務の提供後 60 日以内の支払期日を定めることが義務付けられており、物流特殊指定から下請法に規制を切り替える場合には、資金繰り負担を始めとする発荷主の負担への配慮が必要である。

ウ 解決の方向性

一般に、発荷主と着荷主との間の製造委託や販売等の契約において、発荷主が物品を指定場所に納品すべきことが取り決められ、これを受けて、発荷主が運送事業者に対し運送業務を委託している。このような構造をとらまえば、発荷主と運送事業者の取引についても、他の下請法の対象取引と同様のものと位置付けられる。また、発荷主と物流事業者との間でもなお長時間の荷待ちや契約にない荷役等の附帯業務の問題が生じているという課題があることを踏まえると、より簡易な手続により、迅速かつ効果的に問題行為の是正を図っていくことが必要である。そのため、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引としていくこととすべきである。

なお、例えば着荷主と運送事業者間のように直接の取引関係にない事業者間の課題については後述する（後記 2(3)参照）。

(4) 執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点

ア 課題

下請法違反に該当する行為に対しては、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁が連携して厳正に対処していくことが必要である。

公正取引委員会は、下請法に基づく勧告権限を有しており（下請法第 7 条各項）、下請法の執行に係る知見を豊富に有している。中小企業庁は、公正取引委員会に対

し、違反行為に関する勧告を求める措置請求権（第 6 条）を有しているほか、中小事業者の取引実態に関する知見が豊富である。事業所管省庁は、所管する業界構造・取引実態に精通し、設置法・事業法に基づき業界の健全な発展を実現する役割を有している。こうした中で、近年、政府を挙げて取引適正化の取組が進められてきている。例えば、中小企業庁は下請Gメン（取引調査員）を本庁と各地方経済産業局に配置し、全国の幅広い業種の中小企業から取引実態（価格設定方法、支払条件等）をヒアリングしている。また、国土交通省においても、令和 5 年 7 月、全国にトラックGメン²³を配置し、悪質な荷主・運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施している。このように、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁が意欲的に取引適正化について取り組む中で、各省庁の特徴をいかした下請法の執行に関する連携の在り方について検討を行った。

また、下請事業者が親事業者からの報復を恐れ、国土交通省のトラック・物流Gメンへの通知を躊躇しているという声も聞かれる。現行下請法では、公正取引委員会や中小企業庁に情報提供を行った事業者に対する保護規定（報復措置の禁止規定（第 4 条第 1 項第 7 号））は手当てされているものの、事業所管省庁に情報提供を行った者への保護規定は手当てされていない。この点についても見直すべき点はあるかについて検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

- ・ 下請法、振興基準、各業法には、それぞれの目的と役割があり、それらを有効に組み合わせて課題解決を進めることが必要である。事業所管省庁が業法等を活用してしっかりと関与することが不可欠である。
- ・ 省庁間の連携を強化し、具体的な指導・助言を共有することで、規制の実効性を高めることが必要である。
- ・ 事業所管省庁の主務大臣等が下請法に違反する行為に対し指導・助言が行えるよう権限付与することは有効な手法だと考える。必要な法改正及びトラック・物流Gメンなどとの具体的な連携の在り方などについて関係省庁と検討を進めていただきたい。
- ・ 省庁間の連携については、公正取引委員会、中小企業庁と事業所管省庁が常時情報交換するプラットフォームの構築が必要なのではないか。

ウ 解決の方向性

所管する業界構造・取引実態に精通し、設置法・事業法に基づき業界の健全な発展を実現する役割を有する事業所管省庁は、下請法の執行においても果たすべき

²³ 令和 6 年 11 月に「トラック・物流Gメン」へ改組・拡充。
https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000832.html

役割は大きい。現行法においても事業所管省庁は中小企業庁の措置請求のための調査権限を有しているが、それに加えて下請法上問題のある行為について指導する権限を規定することが有益である。

あわせて、下請事業者が申告しやすい環境を確保すべく、報復措置の禁止（第4条第1項第7号）の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加することが必要である。これによって、例えばトラック・物流Gメンに情報提供した者についても保護の対象となる。

(5) 下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）

ア 課題

下請法は独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完し、簡易な手続により、迅速かつ効果的に対処するための法律として制定された。

そのため、適用の対象となる下請取引の範囲を①事業者の資本金の額と②取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両面から定めている。

このうち、①の事業者の要件に関する立法経緯をみると、下請法は、親事業者に一定の義務を課し、あるいは一定の行為を規制することによって、下請事業者の利益を保護しようとする建前をとっている法律であって、親事業者と下請事業者の範囲は、一般的にもっともだと思われる範囲に限定されていなければならない、「本法の趣旨及び従来の立法例その他から見て、…最も妥当な線であると考えられたのは、中小企業者の線であった²⁴⁾」として定められたものである。

現在でもこの資本金の額による事業者の要件（資本金基準）は多くの場合で有効に機能しているが、会社法における資本金制度の柔軟化・減資手続の緩和や経済活動の変化により、事業規模の大きな事業者であるものの、少額の資本金で設立されているために下請法の親事業者に該当しない事例、減資をすることで下請法の親事業者の対象から外れる事例、取引先に増資を求めることにより下請法の適用を逃れる事例などが報告されている。

こうした課題を踏まえて、改めて下請法が対象とする事業者の要件設定の在り方について検討を行った。

【案1】従業員数による基準（従業員基準）で対象事業者を規定する案

【案2】取引依存度を基準とする案

【案3】資本金変更行為があった場合に、一定期間、親事業者や下請事業者として下請法を適用する案

【案4】資本金基準に新たな資本金区分を追加する案

²⁴⁾ （抜粋）「下請代金支払遅延等防止法」解説（昭和31年 公正取引委員会事務局編）

イ 本研究会における主要な意見

＜対応の必要性について＞

- ・ 1 円以上の資本金があれば会社設立が可能となった平成 18 年の新会社法の施行以降、資本金に対する理解と認識は変わり、資本金基準だけで、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）の取引関係を外形的に取り扱うことは、既に執行上の限界にある。
- ・ 下請事業者の利益を保護しようとする法律の網をくぐり抜け、下請事業者の利益が守られない状況にあることは大変遺憾。資本金額を意図的・恣意的に変動することによって、下請法の適用を免れることのないよう、適切な措置を講じるべき。
- ・ 当初から少額の資本金の会社を設立し、実態は大企業のような会社にも下請法の親事業者としての義務を課すべきと考える。

＜対応案に係る個別の検討＞

【案 1】従業員数による基準（従業員基準）で対象事業者を規定する案

（考え方）

- ・ 事業者の事業規模を表し、恣意的な変更が難しい基準であり、事業規模の小さな事業者を保護しようとする下請法の立法趣旨とも整合的で分かりやすい。また、指摘されている脱法的な行為の防止に有効である。
- ・ 経済実態をみても、経済センサスにおいて資本金 3 億円未満の事業者と従業員数 300 人未満の事業者には相当の重なり²⁵がみられるなど、現行下請法の資本金基準とも整合的である。
- ・ 過去の下請法勧告事件に係る違反事業者は従業員数 300 人を超える事業者が多数（直近 5 年間で約 70%）を占めており、他方、違反行為の被害を受けている事業者の多くは従業員数 300 人以下（令和 5 年度において約 90%）である実態²⁶を踏まえても、従業員数 300 人を基準とすることは効果的である。

（留意点）

- ・ 資本金と比べると従業員数は変動があり、取引の相手方にとっても把握しづらい。現行法の資本金額の把握ですらコストを要しており、それに加えて資本金よりも把握のしづらい従業員基準を導入すると下請法の適用対象の判別が更に煩雑になる懸念がある。

²⁵ 資料 15 参照

²⁶ 資料 16 参照

【案 2】取引依存度を基準とする案

(考え方)

- ・ 下請法は独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完する法律であり、優越的地位を認定する際の主要な基準である取引依存度によって事業者の範囲を画する案。

(留意点)

- ・ 取引依存度は年によって大きく変動するため、下請法の適用関係が不安定になる懸念がある。
- ・ 下請法の対象かどうかを判別するため、下請事業者は親事業者から取引依存度を聴取されることが想定されるが、取引依存度に関する情報を伝えることは交渉力を弱めることにもつながり抵抗感があるとの声や、取引依存度基準を導入すると親業者側からの発注抑制につながるのではないかとの下請事業者からの懸念の声がある。
- ・ 下請法の対象かどうかの判別が個別の事情によって異なるため非常に複雑な管理が必要となり、事実上管理ができなくなるとの親事業者側からの懸念の声がある。

【案 3】資本金変更行為があった場合に、一定期間、親事業者や下請事業者として下請法を適用する案

(考え方)

- ・ 親事業者の減資や下請事業者の増資によって下請法の規制を逃れる行為に対応しようとする案。

(留意点)

- ・ 当初から少額の資本金で会社を設立し、実際には大きな事業規模を営む会社に対する手当てにはならない。
- ・ 一定期間経つと親事業者や下請事業者としてみなされなくなるため、根本的な解決につながらない。

【案 4】資本金基準に新たな資本金区分を追加する案

(考え方)

- ・ 現行の資本金基準に加えて、新たな資本金区分を追加することにより、下請法の適用を受ける事業者の範囲を広げようとする案。

(留意点)

- ・ 新しい資本金の基準を設けたとしても、その基準を下回るような会社を設立したり、増資を求めたりするだけであり、有効な解決策にはならない。
(「いたちごっこ」になる)

- ・ 現行の資本金基準に追加して線を引くべき基準として、明確な根拠を有する基準が存在しない。
- ・ 仮に、例えば1億円を新たな資本金区分として追加したとしても、保護される対象取引はほとんど増えない。（製造業において約1.4%、運輸業等において約1.8%²⁷⁾）。

上記の検討のほか、【案1】の従業員基準に関し、取引先の従業員数が把握しづらいという点を補完する案として、自らの従業員数は把握可能であることから、親事業者についてのみ従業員基準で定義する提案もなされた（下請事業者は引き続き資本金基準で定義）。この案については、異なる基準で親事業者と下請事業者を規定することとなるため、事業規模の格差を擬制できるか課題がある点に留意が必要である。

ウ 解決の方向性

前記イで検討したとおり、どの案にも留意すべき点はあるものの、アでみたような現行の資本金基準のみで対象事業者を画していく制度の問題点は看過することはできない。

そのため、上記の検討を踏まえると現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくことが適切である。

また、具体的には、下請法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）の基準を軸に検討することが適当である。

(6) 「下請」という用語に関する論点

ア 課題

下請法における「下請」という用語は、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。また、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている²⁸⁾といった時代の変化を踏まえ、法律における用語の問題について検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

- ・ 「下請」や「親事業者」という用語から受け取られる印象が、時代の情勢変化

²⁷⁾ 資料17 参照

²⁸⁾ 本研究会事務局が実施したアンケート調査（資料18）においても、外注先を「下請」企業等と呼んだことはない」と回答した企業が全体の76.8%を占めるなど、現在は「下請」という用語が使われていないことがうかがわれる。

を踏まえた現代の取引の意識に対応した言葉になっていないことから、用語を変更すべきである。

- ・ 「下請法」という名称は広く社会に定着しており、用語を変更する場合には、社会で分かりやすい用語や略称となるようにする必要もある。

ウ 解決の方向性

受注者は発注者と共に互いに協力しながら良い商品やサービスを顧客に提供していく共働関係にある。そのような関係において、「親」や「下請」という表現が現在の社会においてはなじまないという指摘はもっともである。「下請」という用語に対する国民の認識や、発注者と受注者が対等な立場で共存共栄を目指すという意識の高まりを踏まえると、これを機に取引適正化に向けた国民の意識改革をより一層推進させることも企図して、「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改める必要がある。具体的な用語については、既存の法令も参考にしつつ、下請法の趣旨や対象となる取引を表現するにふさわしい用語を政府において検討していくべきである。

(7) その他の課題について

ア 金型以外の型等に関する論点

金型は、物品等の製造に用いる場合の製造委託について、製造する物品と密接な関連性があり、転用可能性がない（他の物品の製造のために用いることができない）として、金型を発注する行為を下請法の対象とする旨の法改正が平成 15 年に行われた。金型以外にも、例えば木型や樹脂型等や一部の治具についても、製造する物品と密接な関連性を有するとともに、他の物品の製造のために用いることができないものについては金型と異なることはない。そのため、木型その他専ら当該物品の製造の用に供されるものとして適切な物品を規則等で具体的に定めるなどして追加していくことが適切である。

イ 遅延利息に関する論点

現行の下請法においては、遅延利息の対象行為は支払遅延に限られている（下請法第 4 条の 2）。他方、減額についても、支払われなかった委託代金との差額部分について、支払を受けられるまでは金額を受領できていないという意味で支払遅延と同等と評価し得ることから、遅延利息の対象とすべきかどうかについて検討を行った。

解決の方向性として、減額行為によって代金を減額された部分について遅延利息の対象に加えることが適切である。

ウ 既に違反行為が行われていない場合の勧告の整備について

下請法の受領拒否、支払遅延及び報復措置に係る勧告は、行為が継続している場合にするものと規定しており、既に行為がなくなっている場合には勧告できない（下請法第7条第1項）。しかし、勧告の内容として再発防止策なども含まれ得ることから、受領拒否、支払遅延及び報復措置について、過去に当該行為をした事実が認められた場合には、勧告することができるように対応することが適切である。

対応に当たっては、下請法第7条各項の位置付けを整理することなども合わせて検討すべきである。

エ 書面の交付等に係る規定の整備に関する論点

現行の下請法では書面の交付が義務付けられているが（下請法第3条）、電磁的方法で提供する場合には下請事業者の事前の承諾が必要とされている（同条第2項）。この電磁的方法の提供については、広く普及していると考えられる電子メールによることも可能であり、下請事業者においても大きな支障を生じるものではないと考えられる。このため、下請事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるように対応すべきである²⁹。

2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し

(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）

ア 課題

前記 1(1)アで示した課題について、下請法での手当てとは別に、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を実現する観点から、講ずべき施策として、独占禁止法上の取扱いについて検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

- ・ サプライチェーン全体で付加価値を上げ、当該利益の適正な分配を促すための方策を強化する必要があると考える。例えば、優越ガイドライン等に具体的な違反事例を示し、発注者と受注者双方の理解を深めることが必要である。あわせて、不適切な取引を行っている事業者名を引き続き公表することも有用と考える。
- ・ サプライチェーンのうち下請法でカバーされている範囲は一部のみであり、

²⁹ なお、親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等親事業者が負担すべき費用を下請事業者負担させるなどの場合には、不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請法第4条第2項第3号）又は優越的地位の濫用（独占禁止法第2条第9項第5号）に違反するおそれがある。（下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項（公正取引委員会、平成13年3月30日公表））

大企業同士や中小企業から小規模事業者に対する取引にも課題があるので、サプライチェーン全体で価格転嫁が円滑に行われるような取組を検討する必要がある。

ウ 解決の方向性

下請法の対象取引のみならず、サプライチェーン全体での円滑な価格転嫁を実現するため、上記方向性での下請法改正の趣旨を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを併せて検討する必要がある。(優越ガイドライン 「第4の3(5)ア 取引の対価の一方的決定」を参照)

(2) 下請代金等の支払条件に関する論点

ア 課題

- (ア) 前記1(2)アで示した課題を解決していくため、下請法における手形の取扱いを見直す場合には、下請法の親事業者にも資金繰りの問題が生じ得る。そのため、サプライチェーン全体において、手形の利用の廃止に向けた取組についても検討を行った。
- (イ) また、ファクタリングの利用を求められる場合には、ファクタリングの利用手数料が差し引かれた金額しか下請事業者が受け取ることができない場合があることや、民法上は債務者（発注者）負担が原則とされている金融機関への振込手数料を債権者（受注者）に負担させる商慣習についても検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

- ・ 下請法が適用されないサプライチェーン全体において支払サイトを短くする取組が必要である。優越的地位の濫用の考え方や事例をガイドラインで示すことを始め、約束手形の利用廃止に向けた取組を政府と民間が期限を決めて進める必要がある。
- ・ ファクタリングの手数料や銀行振込手数料の負担については、民法の原則どおり発注者（親事業者）が負担するのが合理的な商慣習である。商慣習を見直し、下請事業者の不利な境遇を改善するための取組が必要である。

ウ 解決の方向性

「約束手形の利用の廃止」の実現に向けては、下請法が適用されない取引においても手形の廃止や支払サイトを短くしていく対策が必要である。

例えば、下請法で支払サイトの短縮化に取り組む親事業者に対する資金繰り負担の軽減方策（低利融資など）についての手当てや、下請法対象取引以外について

も、正常な商慣習に照らして不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用の問題として優越ガイドライン等で考え方を示すこと等を検討していく必要がある。

また、ファクタリングの手数料や銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の負担の在り方については、民法が弁済の費用を債務者（発注者）が負担することを原則としていることを踏まえると、発注者が負担することが合理的な商慣習であると考えられる。

これまで下請法の運用では、「下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと」を減額に当たるとしてきた（下請法運用基準 第4の3(1)）。この運用の在り方を見直し、振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上の違反に当たることとし、その旨、解釈を変更して、運用基準において明示すべきである。また、振込手数料に限らず、ファクタリングの手数料など、決済手段を利用する際に伴う費用についても、同様の取扱いとすべきである。

そのほか、製造委託の取引において、不良品が発生した場合、不良の原因の所在にかかわらず不良の是正に要した費用を親事業者から有償支給されている「原材料代」として一方的に下請代金から相殺されることがある。このような行為は下請法や商法の趣旨に反するものであり、何らかの対応を行うべきではないかとの意見があった。有償支給原材料の対価の支払に関連してこうした行為が行われている場合には、下請法上の減額等の違反行為となり得る等の考え方を明確に示すべきであると考えられる。

(3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点

ア 課題

前記 1(3)アで示した課題について、直接の取引関係にない事業者間の課題（着荷主や発荷主と下請運送事業者との間における荷待ちや契約にない荷役（荷積み、荷下ろし）を強いられる問題）についても検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

- ・ 着荷主と発荷主との取引での価格転嫁が進んでいない中で、運送事業者から発荷主に対して価格転嫁の要請があっても対応が困難になりかねない。まずは、サプライチェーンの頂点となる着荷主に、価格転嫁や支払期日の短縮化等の行動変容が求められる。
- ・ 契約関係が不明確であることが問題を引き起こしているため、サプライチェーンの各関係者の間で適切な契約関係が結ばれるような取組が必要。その上

で、不合理な契約内容については法律に基づく執行を求めたい。

- ・ 我が国の消費財取引では、納品先に商品を運ぶための費用が商品価格に含まれている「店着価格制」が一般的である。この中には荷積みや荷下ろしといった附帯作業に対する代金は明記されておらず、事実上、実運送事業者が負担する形になってしまっていることが多い。契約が曖昧になっていることのしわ寄せが実運送事業者に及んでいる。
- ・ 着荷主と発荷主の間の契約において、契約条件を明確にし、発荷主の引渡し債務の範囲を明示することが重要。契約条件の明確化のために、モデル条項やモデル契約を作成し、具体的な契約条件を示すことが有用である。

ウ 解決の方向性

独占禁止法や下請法は、取引関係がある当事者との間で適用されるため、取引関係がない当事者の問題には規律を及ぼすことが困難である。そのため、事業所管省庁の有する制度と連携して課題に対応していく必要がある。

令和6年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」による改正後の貨物自動車運送事業法においては発荷主から運送事業者に運送を委託する場合は相互に、運送事業者間で運送を委託する場合は委託元の運送事業者から委託先の運送事業者に対し、運送の役務の内容及びその対価等について記載した書面を交付する義務が課せられた。

書面の具体的な内容は、現在、国土交通省において検討中であるが、当該書面においては運賃以外に附帯業務の内容及びその対価を記載しなければならないこととされている。こうした事業法の枠組みによって国土交通省や荷主の事業所管省庁による業界に対する働きかけ等により、着荷主－発荷主間、発荷主－元請運送事業者間、元請運送事業者－実運送事業者間において、荷待ちや附帯業務が生じた場合の費用の負担等について取り決め、適正な契約が結ばれるよう事業者への働きかけを行っていく必要がある。

その上で、当該契約が不公正なものであるときには（無償で荷積みや荷降ろしが強要されたり、指定された時間に運んだのに荷主のところで長時間待たされたりするような行為）、「買いたたき」や「不当な経済上の利益の提供要請」の問題として、独占禁止法や下請法による対応も執り得るのではないかと。

なお、本研究会における議論において、前記イのほか、着荷主と運送事業者間に明示的な契約関係がなくとも、着荷主の強い指示や管理の下で実運送事業者に役務提供をさせている実態がある場合、着荷主と運送事業者間に取引関係を認めて規制対象と整理することも考えられるのではないかと、との意見もあった。

本研究会においては、さしあたり上記の各省連携による考え方を示したが、上記

以外にも関係省庁の制度との連携も含めて、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁が様々な可能性を追求していくことが求められる。

(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点

ア 課題

取引に際し、受注者側が元来保有していたり、取引によって取得したりした知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為が報告されている。

このような行為は、優越的地位の濫用や下請法における買いたたき（下請法第4条第1項第5号）、不当な経済上の利益の提供要請（同条第2項第3号）として問題となり得る。

公正取引委員会も過去に実態調査を行い、「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」（令和元年6月）を発出している。また、中小企業庁においても「知的財産取引検討会」を設置し、知的財産における取引の問題事例の整理を行い、「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」を示している（令和2年（令和6年改正））。

こうした取組にもかかわらず、なお、知的財産権の不当な侵害が生じているとの報告がある。知的財産権は商品やサービスの差別化を図る上での貴重な経営資源である。こうした資源が不当に侵害されている商慣習があるのであれば看過することはできない。

本研究会では、独占禁止法や下請法の問題として、どのような取組があり得るのか、検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

- ・ 知的財産・ノウハウは、企業価値を高めたいと思っている中小企業に残されている、成長の源泉であることから、取引の更なる適正化を求める。また、賃上げの原資確保に資することから、製造業に限ることなく、広く実態調査を実施し、知的財産取引に関するガイドライン等に反映すべきである。
- ・ 知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がないと、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。何らかの方策を用いて中小企業を守るべきである。中小企業がイノベーションを起こすことが、我が国の未来にとって重要である。

ウ 解決の方向性

知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなると考えられる

ため、具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。

前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげる必要がある。

また、この問題は「ルールを作って終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。

(5) 型等の無償保管の問題に関する論点

ア 課題

長期間部品の発注を行わないにもかかわらず、型や治具の保管や管理を受注者（下請事業者）に求める商慣習が問題視されてきており、近年、金型等の無償保管を行ったとして下請法違反の勧告事案が複数生じている。

現行の下請法運用基準においても、発注者側に所有権がある金型を長期間無償保管させる場合には、「不当な経済上の利益の提供要請」に当たる旨の記載があるが、金型の所有権が下請事業者にある場合の取扱いに関する記載はない。金型の所有権が下請事業者にある場合であっても、金型の廃棄や管理の在り方について発注者の了解を得ることを要する³⁰など、管理の主体が事実上発注者（親事業者）にあると認められる場合等には、下請事業者に不当な不利益が生じていると評価されると考えられるかについて検討を行った。

イ 本研究会における主要な意見

- ・ 所有権の所在にかかわらず、実態を踏まえて取引の適正化を図ることが重要であり、解釈の明確化に賛成である。
- ・ 金型の所有権の所在によって異なる規律を採ることには理由がないのではない。受注者側に所有権がある場合には、本来であれば自由な所有・収益・処分ができるはずにもかかわらず、発注者に廃棄の許可を得なければならない契約や管理の在り方を指示されるような契約はむしろ問題が大きいのではない。所有権の所在にかかわらず、取引の実態を踏まえた規律を適用すべきである。
- ・ 下請事業者が自身の委託事業者に型を無償で保管させる問題については、親事業者の責任として整理すべきである。ただし、間に入っている下請事業者を免責してしまうと、下請事業者が更に弱い事業者に押し付ける行為を誘発す

³⁰ 資料 19 参照。本研究会事務局が実施したアンケート調査において、型の所有権が受注者にあり、量産期間終了後も保管している場合、当該保管は発注者に指示によるものとの回答が約 70%を占めた。

る可能性があるため、慎重な検討が必要である。

ウ 解決の方向性

現行の下請法運用基準を見直し、金型の所有権の所在にかかわらず型の無償保管要請が下請法上の問題となり得る旨整理し、どのような場合に下請法上問題となるのか、発注者や受注者にとって分かりやすい基準を明記すべきである。

(6) 将来的な課題について

ア 執行力の強化について

下請法は独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完する法律として位置付けられ、下請法の勧告（行政指導）に従えば、独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令の対象とはならない（下請法第8条）。

他方、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」のように、勧告に従わない場合に命令や罰則が手当てされる立法例も存在する。下請法においても、執行力を強化すべき（命令・罰則の導入）ではないかとの意見がある一方で、命令の導入や罰則の強化といった執行力を強化すると簡易・迅速に問題事例を是正していくという下請法の趣旨になじまないのではないかとの指摘もある。この点について、本研究会では、下請法の勧告に従わない場合には、より強い執行力を有する独占禁止法で対応することが可能であり、下請法は簡易・迅速な事件処理を行うという独占禁止法との役割分担を踏まえ、現時点では更なる手当ては不要であるとの結論に至った。

イ デジタル通貨での支払に係る整理について

近年普及が進んでいるデジタル通貨による下請代金の支払を認めるべきかについては、デジタル通貨での支払が企業取引間の支払いになじむかどうかなど、実態を見極めつつ、更なる検討が必要である。

ウ 取引の適正化に向けたルールの整備について

取引の適正化を更に進めていく上で、執行強化のために公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携のほか、業界ごとの自主的な取引適正化の促進も重要である。事業所管省庁によるガイドラインやそれに沿った業界団体による自主行動計画等の取組を促進し、これらを更に実効性のあるものとするために、必要な取組はあるかについて検討を行った。

解決の方向性として、取引適正化のためにどのようなルールがなじむのか、有効性や許容性の観点から、公正取引委員会及び中小企業庁において継続的に検討を行うこととする。

エ 「面的執行」の強化について

サプライチェーン全体に下請法の遵守を行きわたらせていく上では、公正取引委員会による取組にとどまらず、各事業所管省庁のリソースとも連携した「面的な執行」を図っていくことが重要である。更なる下請法の執行に向けて、必要な連携方法について検討を行った。

- (ア) 事業所管省庁における調査権限（下請法第9条第3項）を活用し、事業所管省庁・中小企業庁・公正取引委員会が連携して下請法の執行に当たる仕組みを構築してくために、執行体制の強化が必要である。

公正取引委員会に各事業所管省庁が連携して下請法の執行に取り組むスキームの企画や調整等を行う「各省連携」を担当するポストを令和7年度機構・定員要求にて要求中である。

- (イ) 下請法の厳正な執行に向けて公正取引委員会と中小企業庁は、「下請法事件連絡会議」を試行的に設置・運用を開始した。かかる取組は、公正取引委員会から中小企業庁への審査ノウハウの共有、端緒情報の共有、又は公正取引委員会による勧告事案について関係業界団体や業界全体への周知啓発（アドボカシー）を調整する場として機能することが期待される。今後、事業所管省庁との連携も視野に入れ、制度の検討を進めていく。

おわりに

「弱い者達が夕暮れ さらに弱い者をたたく その音が響きわたれば ブルースは加速していく 見えない自由がほしくて 見えない銃を撃ちまくる 本当の声を聞かせておくれよ」³¹

今から 30 年ほど前にヒットした曲の一節である。今回、現代に生きる私たちが改めてこの歌詞を聞くとき、私たちに問いかけられ続けている課題があるのではないだろうか。

本研究会が議論をしてきたテーマにおいて「弱い者達」とは、企業規模の大小を問わず、商品やサービスの価値向上を追求し、顧客に対してその価値に見合う対価を訴求するという本筋での努力を避け、自社の商品やサービスの価格を据え置く原資を確保するため、取引上の「強い立場」を利用して立場の弱い「受注者」や「労働者」の仕事の価値を評価することなく、買いたたく者のことである。このような「弱い者達」が連鎖して出来上がるサプライチェーンが、果たして強い経済を生むのだろうか。強い経済を産み出す礎は、サプライチェーンの頂点に位置する企業だけでなく、サプライチェーンという広い裾野を支える一つ一つの企業である。これらの企業が知恵と工夫を出し合って優れた商品やサービスを創造し、競争力を高め、成果を分かち合うという取引関係で結びつくことが必要である。

若くて安価な労働力が潤沢に供給され、国内市場が拡大していく高度成長期は、個々の商品やサービスの利幅は薄くとも、コモディティを大量に作って安く売り、利益を分け合うモデルでも成長が可能であった。しかし、1990 年代半ばをピークに生産年齢人口が減少に転じ、国内市場が成熟期を迎えていく。こうした中で、高度経済成長を支えた商慣習は、今日においては、人目のつかない「夕暮れ」に、「弱い者達」が「さらに弱い者を」たたいて利益を確保していく要因となってしまっているのではないか。すなわち、企業は設備や労働に投資し、新しい付加価値を高めて利益を上げるという行動ではなく、自社の商品やサービスの価格を据え置き、その原資を取引先と労働者に求めるという行動をとってきたのではないか。そうした中で、弱者にしわ寄せしても構わないという暗黙の了解が生まれ、それが社会的規範（ノルム）といえるまでに定着してしまっただけではないか。このような社会的規範（ノルム）の下では、企業や労働者の行動は萎縮し、付加価値を生んでもその果実が享受できないためにイノベーションへのインセンティブを削いでしまう。企業間の商慣習はこうした社会的規範（ノルム）の表れであり、我が国経済の正常化を一層加速させていくためには、この機会にこれまでの商慣習を見直し、社会的規範（ノルム）を変えていかなければならない。差別化された商品やサービスにより付加価値の向上を追求し、取引先に対しても付加価値に見合う適切な（フェアな）対価を支払うモデルへの転換が求められているのではないか。今まさに、透明で、フェアな取引の在り方が問われている。

企業の経営努力だけでは如何ともし難い、不可避免的に生じる原材料等のコストの上昇が

³¹ 作詞作曲：真島昌利、1988 年の THE BLUE HEARTS 「TRAIN-TRAIN」からの引用

あっても、転注や失注をほのめかされ、コスト負担を受注者だけが飲まざるを得ないような取引、納品された商品に瑕疵がないのに協賛金等と称して契約で定めた代金を減額するような取引、契約にない荷積みや荷下ろしを当たり前のように無償で行わせる取引、納品したのに約束手形によって 180 日間も支払を受けられないような取引等々。本研究会で取り上げた論点は、これまで中小企業庁を始めとする関係省庁のGメンが多くの中小企業を訪問し、現場から一つ一つ拾ってきた取引先を恐れて言い出せない「本当の声」に基づいて提起されたものである。

こうした論点について、本研究会では「適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討」を行い、それに対する処方箋を示した。サプライチェーン全体の取引において、仕事をした者が付加価値に見合った適正な対価を得られる取引環境を実現していかなければならない。こうした取引環境を整備していくことは、既存の事業者の利益を保護するだけでなく、新しいイノベーターの登場を促すことにつながる。

公正取引委員会及び中小企業庁、事業所管省庁には、本報告書において示されている点を十分に踏まえて、速やかに下請法の改正案を策定するなどの所要の手当てを行うことを求めたい。

また、本研究会では、下請法の改正に係る事項ではないものの、公正取引委員会において優越的地位の濫用規制に係る考え方を明確にすべきとの意見が多く出された。公正取引委員会においては、本研究会で出された意見を踏まえて、ガイドライン等において考え方を明らかにしていくことを検討すべきである。

なお、本研究会では、主に法規制の観点から議論を行ったものであるが、デフレ型の商慣習から脱却することは法的手当てのみを行うだけでは十分とは言えない。法的手当てと併せてより一層の価格転嫁対策に係る施策を推進していくことが求められる。

今後、我が国経済がイノベーションの力を取り戻し、活力を維持し、発展していくためには、長い間に形成されてきた「デフレ型の商慣習」を見直す必要がある。そのためには、上記の政府における取組はもとより、事業者一人一人の意識や常識も変えていかなければならない。コンプライアンス（法令遵守）は重要であるが、「下請法さえ守っていれば良い」という意識が仮にあるとすれば、それは事の本質を捉えていない。一つ一つの取引が、合理的で、フェアなものが問われている。そのような視点で改めて見直したとき、これまでの業界の「常識」は、これからの我が国経済にとっては「非常識」なものなのかもしれない。

「長い間このような条件で取引をしてきたから」という理由で、無意識に不合理な条件を取引先に押しつけてはいないだろうか。フェアな条件の下、工夫を重ねて新たな付加価値を生んだ者がその価値に見合った対価を享受できるような取引環境が求められている。事業者一人一人の自覚と不断の取組に強く期待したい。

以上

別紙 1 企業取引研究会 委員名簿

	海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
	及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
	岡室 博之	一橋大学大学院経済学研究科 教授
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	小畑 良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
座長	神田 秀樹	東京大学 名誉教授
	郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、経済同友会 副代表幹事
	高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
	滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
	中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
	仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナ ー弁護士
	松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授
	渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科 教授
	渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役
	渡部 恵	全国商工会連合会 産業政策部長

(五十音順、敬称略、役職は令和 6 年 7 月 19 日現在)

(オブザーバー)

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

別紙2 企業取引研究会 検討経緯

	開催日	議 題
第1回	7月22日	1. 企業取引研究会の進め方 2. 優越的地位の濫用規制及び下請代金支払遅延等防止法（下請法）の概要 3. 円滑な価格転嫁のための取引環境の整備について（御議論いただきたい事項）
第2回	9月19日	1. 御議論いただきたい事項 (1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買いたたき規制の在り方） (2) 下請代金等の支払条件 2. 一般社団法人全国銀行協会からのヒアリング
第3回	10月7日	1. 御議論いただきたい事項 (1) 物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方 (2) 執行に係る省庁間の連携の在り方 2. 国土交通省 物流・自動車局貨物流通事業課からの説明
第4回	10月24日	1. 御議論いただきたい事項 (1) 「下請」という用語の見直し (2) 下請法の適用基準 (3) 金型以外の型等の下請法上の取扱い、型の無償保管に係る課題 (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化 (5) その他の下請法に関する論点 2. 日本商工会議所からの説明
第5回	11月26日	企業取引研究会における論点整理
第6回	12月17日	企業取引研究会報告書（案）について

別紙3 ヒアリング対象団体（28 団体）

業 種 等	名 称
食料品製造業	一般社団法人日本植物油協会
窯業・土石製品製造業	日本鋳物中子工業会
鉄鋼業	一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本鍛造協会
非鉄金属製造業	一般社団法人日本アルミニウム協会、一般社団法人日本電線工業会、一般社団法人日本伸銅協会、一般社団法人日本ダイカスト協会
金属製品製造業	一般社団法人日本金属プレス工業協会、全国鍍金工業組合連合会、一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
はん用機械器具製造業	一般社団法人日本工作機械工業会
生産用機械器具製造業	一般社団法人日本半導体製造装置協会、一般社団法人日本ロボット工業会、一般社団法人日本建設機械工業会、一般社団法人日本産業機械工業会、一般社団法人日本金型工業会
業務用機械器具製造業	一般社団法人日本分析機器工業会、日本計量機器工業連合会
情報通信機械器具製造業	一般社団法人電子情報技術産業協会
輸送用機械器具製造業	一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車部品工業会
その他の製造業	日本木型工業会
情報サービス業	一般社団法人情報サービス産業協会
水運業	日本内航海運組合総連合会
道路貨物運送業	公益社団法人全日本トラック協会
飲食料品卸売業	一般社団法人日本加工食品卸協会
飲食料品小売業	一般社団法人日本スーパーマーケット協会